

太陽光発電からの余剰電力購入料金単価表
〔低圧〕

「太陽光発電からの余剰電力受給に関する契約要綱〔低圧〕(平成21年11月1日実施)」16(料金の算定)における購入料金単価は、以下のとおりです。

【購入料金単価】

購入料金単価は、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(平成21年8月28日施行)および同法に基づく経済産業大臣告示(平成21年8月31日)により、定められた単価といたします。

(消費税等相当額を含みます。)

1 太陽光発電設備単独の場合

受給電力量 1キロワット時につき	受給最大電力 10キロワット未満の場合	48円00銭
	受給最大電力 10キロワット以上の場合	24円00銭

2 他自家発電設備等併設の場合

受給電力量 1キロワット時につき	受給最大電力 10キロワット未満の場合	39円00銭
	受給最大電力 10キロワット以上の場合	20円00銭

(注1) 平成22年3月31日までに太陽光発電設備設置の申込みを受け、同年6月30日までに受給を開始した場合の単価で、買取制度開始前に設置されたものを含みます。なお、購入料金単価は年度ごとに国が定めます。

(注2) 他自家発電設備等併設とは、太陽光発電設備以外の自家発電設備等(家庭用燃料電池、ガスエンジン、蓄電池等)を併設されている場合で、かつ、当該発電設備で発電された電気の当社系統への逆潮流は発生しないものの、当該発電設備の併設によって太陽光発電設備で発電された電気の当社系統への逆潮流量が増加し得る場合をいいます。

【実施期日】

この料金単価表は、平成21年11月の検針日から実施いたします。

以上